

県立健康科学研究所
第7期中期事業計画
(令和6～10年度)

令和6年3月
県立健康科学研究所

目 次

I 趣旨	1
1 はじめに	1
2 計画の性格	1
(1) 計画の位置付け	1
(2) 他の計画との関係	1
3 計画期間	2
II これまでの取組に関する検証と課題	3
1 第6期中期事業計画の概要	3
2 健康科学研究所の役割	3
3 基本的方向	3
4 業務の具体的展開	4
III 今後の業務の基本的方向と取組方針	7
1 健康科学研究所の役割と基本的方向	7
2 業務の取組方針	8
(1) 迅速かつ正確な試験検査の実施	8
(2) 研究機能の重点化	8
(3) 地域保健に関する情報の収集、整理、活用	9
(4) 研修指導の推進	9
(5) 人材の確保・育成	9
(6) 施設・設備の整備及び物品の確保	9
(7) 広域的な連携の推進	10
(8) 健康危機対処計画に基づく健康危機対応	10
(9) 弾力的な運営体制の整備	10
ア 研究課題等評価システムの活用	10
イ 研究アドバイザーの活用	11
ウ 大学、他研究機関、民間企業等との共同研究の推進	11
(10) 効果的な経営の徹底	11
(11) 研究倫理の遵守	11

I 趣 旨

1 はじめに

兵庫県立の試験研究機関については、平成 11 年に県が策定した「行財政構造改革推進方策」（平成 12 年 2 月）に基づき、第 1 期中期事業計画（平成 13～17 年度）を策定した後、取組の効果検証、新たな政策課題等の取組の方向性など、効率的、効果的な業務執行及び機能強化を図るべく、3 年から 5 年ごとに計画を策定してきた。

令和 4 年 12 月地域保健法が改正され、地方衛生研究所の機能が自治体の義務として法的に位置づけられた。これに伴い当研究所の運用基準としていた地方衛生研究所設置要綱（昭和 23 年 4 月 7 日厚生省発予第 20 号、最終改正平成 9 年 3 月 14 日厚生省発健政第 26 号）は廃止され、新たに「地方衛生研究所等の整備における留意事項（健発 0329 第 10 号）」が定められた。

このため、第 7 期中期事業計画では、「県政改革方針（令和 4 年 3 月）」に基づく、「業務の重点化、弾力的な研究体制の整備、効率的、効果的な経営手法の徹底」等を推進するための事項を定めるとともに、「地方衛生研究所等の整備における留意事項」の内容を踏まえて策定した。

なお、本計画は、外部有識者等で構成する「外部評価専門委員会」で聴取した意見及び本庁関係各課の意見を踏まえて策定した。

2 計画の性格

（1）計画の位置付け

本中期事業計画は、県政改革の推進に関する条例（令和 4 年兵庫県条例第 29 号）第 1 条に基づく、「県政改革方針」（令和 4 年 3 月策定）に従い、県立試験研究機関として、「先端技術の進展や県民ニーズの変化等を踏まえ、①業務の重点化、②弾力的な研究体制の整備、③効率・効果的な経営手法の徹底」等の視点から取組を進めるための計画である。

（2）他の計画との関係

この計画は、「兵庫県保健医療計画」、「兵庫県感染症予防計画」、「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」、「食の安全安心推進計画」、「兵庫県食品衛生監視指導計画」及び「兵庫県水道水質管理計画」における当研究所の役割を踏まえて作成している。

3 計画期間

計画期間は、「兵庫県 県政改革方針」の取組期間（令和 10 年度まで）に合わせて、2024(令和 6)年 4 月から 2029(令和 11)年 3 月までの 5 年間とする。

なお、「兵庫県 県政改革方針」等の大幅な見直しがあった場合には、中間見直しを検討する。

Ⅱ これまでの取組に関する検証と課題

1 第6期中期事業計画の概要

第6期中期事業計画（令和2～5年度）では、地方衛生研究所の役割として、試験検査や調査研究、情報の解析・提供などの機能を効果的に発揮することにより、県民の安全・安心の確保を図ってきた。

2 健康科学研究所の役割

健康科学研究所では、県民の安全・安心を確保するため「健康面での科学的、技術的根拠の提供」を行うことを役割とし、業務の基本的方向を次のとおりとしてきた。

- ①健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確立
- ②新規導入した高度な検査機器等を活用した試験検査方法に関する調査研究の推進及び研究成果の発信
- ③感染症等の疫学的情報や花粉飛散状況など公衆衛生情報等の収集、解析、提供
- ④地域保健関係者に対する研修指導の推進及び人材育成

3 基本的方向

県民の安全・安心を確保するため、健康面での科学的・技術的根拠を得るための高度な試験検査、調査研究、情報提供及び研修指導等を行ってきた。

具体的には、(1)健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確立、(2)試験検査方法に関する調査研究及び研究成果の発信、(3)感染症等の疫学的情報や花粉飛散状況など公衆衛生情報等の収集、解析、提供、(4)地域保健関係者に対する研修指導の推進及び人材育成等、研究所に求められる役割と機能を担ってきた。

取組実績概要	課題
<p>(1)健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のPCR検査体制を速やかに整備、多検体処理のための自動分注ロボット等検査機器を導入して検査処理能力の増強。ウイルスのゲノム解析を開始し、塩基配列情報を公開・エムボックスのPCR検査体制を確立し、県内の疑い患者の検査を実施・小児の病因不明の急性肝炎の病因の可能性のあるアデノウイルス、エンテロウイルス、パレコウイルス等の病原体検索を実施・ハタ科魚類による食中毒の原因物質を確定するために動物毒（パリトキシン）の分析を実施、行政機関へ科学的根拠データを提供	<p>○ 危機管理能力の強化及び研究部内の体制整備</p> <p>新たな健康危機事案の発生に対して、迅速かつ円滑に対応できるよう、人的・物的資源の一層の充実を図り、特に今回の新型コロナの経験を踏まえて、感染初期段階から必要な検査が円滑に行えるよう、危機管理能力の強化及び研究部内の体制整備を確保する。</p> <p>○ 健康危機管理の視点によ</p>

<p>(2) 試験検査方法に関する調査研究の推進及び研究成果の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代シーケンサーを用いた病原体の網羅的検索や型別の実施 ・MALDI-TOF/MSを用いた細菌固有のタンパク質の質量測定による菌種同定の迅速化 ・LC-QTOF/MSを用いた健康危機関連物質の同定の迅速化 ・新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の定量検査等の実施 ・食品及びヒトから分離された食品由来細菌の薬剤耐性状況に関する調査の実施 <p>上記の研究を推進し、行政機関へ迅速な検査結果等の科学的根拠データを提供するとともに学会発表や論文等で成果を発信</p>	<p>る情報収集・データ分析の積極的推進 平時から健康危機管理の視点を持ち、情報収集やデータ分析に積極的に取り組むことを継続する。</p> <p>○ 国際的なマシギャザリングに備えた健康危機管理体制の強化 大阪・関西万博等の大規模なヒトの移動に伴う輸入感染症の持ち込み等に備えて、健康危機管理体制の強化が必要である。</p> <p>○ 高度分析機器等を活用した新たな検査手法の開発</p>
<p>(3) 感染症等の疫学的情報や花粉飛散状況など公衆衛生情報等の収集、解析、提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症等の疫学的情報や花粉飛散状況などの公衆衛生に関する情報などを講演会や調査研究発表会等を通じて普及啓発 ・ホームページや広報誌等で随時県民及び本庁関係課や健康福祉事務所（保健所）に情報を発信 ・飛散花粉数を（一財）日本気象協会及び（株）ウェザーニューズに情報提供 	
<p>(4) 地域保健関係者等に対する研修指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果で得られた技術や試験検査結果等で得られた情報等を基に、研修会・講演会・調査研究発表会等を通じて健康福祉事務所（保健所）の関係職員を対象として技術指導、普及指導を実施 	

4 業務の具体的展開

健康に関する技術的かつ科学的な中核機関として、健康福祉事務所（保健所）等の関係機関と連携して、健康危機管理対応における原因究明を行うとともに、平素から試験検査に関する調査研究及び検査精度の向上、感染症等の疫学的調査研究などに努めた。

高度で迅速かつ正確で精度の高い試験検査機能と、その機能を支える試験検査に関する調査研究事業に取り組んだ。

取組実績概要	課題
<p>(1) 試験研究の重点化</p> <p>新型コロナウイルスをはじめとする「新型インフルエンザ等感染症」の発生、食品や飲料水汚染や自然毒による食中毒のほか、県民の安全安心を脅かす事象に対し、原因究明の試験検査機能を高めるために調査研究を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原体迅速検出新規検査手法の導入に関する研究 ・薬剤耐性菌状況に関する調査研究 ・食中毒の原因となる自然毒の検査方法の確立及び探索 	<p>○ 研究成果等の発信 県民の健康や生活を脅かす健康危機事案について、県民の関心が高いことから、健康危機発生時の原因究明検査に関する研究成果など県民の安全・安心につながる情報等を、県民に分かりやすく適切に情報</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・食品中のカビ毒や動物用医薬品及び違法薬物等の迅速分析法開発などに関する研究 	<p>発信する必要がある。</p>
<p>(2) 迅速かつ正確な試験検査の実施</p> <p>健康危機管理対応として必要な試験検査や法令等に基づく行政検査等を実施した。なお、検査における外部精度管理や内部点検を受け検査精度の確保に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や食中毒等の健康危機事案に対する病原体や原因物質等の原因究明に係る検査 ・食品や水道水中の農薬、動物用医薬品等の試験検査 	<p>○ 感染症情報の収集・分析・提供</p> <p>感染症発生動向調査などによる流行状況を県民目線で分かりやすく情報発信するとともに、県庁関係課と連携して平時からのリスクコミュニケーションに努める必要がある。</p>
<p>(3) 普及指導の推進</p> <p>ア 大学・他研究機関、民間企業等との共同研究の実施</p> <p>県立大学や国立研究機関・地方衛生研究機関等と共同で調査研究に取り組み、研究成果の普及等を図った。</p> <p>イ 県の行政機関への技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果や試験検査結果等を本庁関係課や健康福祉事務所へ科学的根拠データ等として情報提供した。 ・外部精度管理事業や検査における内部点検、内部監査等を通じて健康福祉事務所等の検査機関の検査精度の向上に寄与した。 <p>ウ 研究成果の効果的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究発表会の開催、健科研リポートや業務年報等の各種刊行物の発行、ホームページ等の電子媒体の活用、県内の関係機関等を対象とした技術研修等、多様なチャンネルを通じ、県関係課や市町とも連携し、県民への研究成果の普及活動を推進した。 <p>エ 外部資金の積極的な獲得</p> <p>外部資金については、県政改革方針で設定した獲得目標額をほぼ達成している。(新型コロナウイルス検査の増加により令和3年度は未達成)</p> <p>なお、外部資金は厚生労働科学研究補助金や財団法人等の民間の資金への応募や県立大学との共同研究により活用した。</p>	<p>○ 食品衛生法改正による広域的な食中毒事案への対策強化</p> <p>地域ブロックごとに広域連携協議会を設置し、情報の共有による早期探知・早期対応を目指す上で、研究所には、腸管出血性大腸菌の遺伝子解析情報（MLVA型）等を迅速に提供することが求められている。</p> <p>○ 水質管理基準の強化への対応</p> <p>世界保健機関（WHO）の毒性評価結果を踏まえ、重金属を含めて様々な有害化学物質の水質管理基準が強化された項目について、より精度の高い検査が求められている。</p> <p>○ 外部資金導入にあたっての研究員等の事務負担増</p> <p>外部資金獲得にあたっては、調査研究と試験検査の業務割合の面から、また申請等は研究員が行うため、事務手続きとしても負担増となっている。</p>

<p>(4) 運営方法の効率化</p> <p>ア 行政課題の把握等と行政機関との連携による研究の推進 本庁関係課・健康福祉事務所等、神戸大学や県立大学、地方衛生研究所全国協議会等の外部機関との積極的な情報交換等により行政課題の的確な把握及び関連した研究を重点的に実施した。</p> <p>イ 研究課題等評価システムの活用 社会情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえた効果的、効率的な調査研究、試験検査、普及指導等の業務を行うため、研究課題等評価システムに基づき、研究等の業務を適正に実施した。</p> <p>ウ 研究アドバイザーの活用 研究の高度化・効率化を図るため、研究所が保有しない感染症や理化学分析等に関する最新の知見や技術を有する人材を研究アドバイザーとして委嘱し、研究課題に対する高度かつ専門的な助言を受けるなど研究活動の支援を行った。</p> <p>〔主な活用分野〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウイルス・リケッチアの性状及び遺伝子解析に関する研究 ・ LC-MS/MSを用いた水道水中の有害物質及び自然毒分析法の検討 	<p>○ 研究評価システムの定期的な検証等 マネジメント機能が十分発揮されているか否かの評価や研究評価システムについて定期的な検証や見直しが必要である。</p> <p>○ 研究アドバイザーの活用 研究アドバイザーの積極的な活用による研究課題の推進等が必要である。</p>
<p>(5) 人材育成と活性化</p> <p>積極的に他試験研究機関との共同研究に取り組むほか、国や学会等の委員会への参加を促進した。また、地方衛生研究所が実施する研修会や業務に必要な学会には、計画的に参加するとともに、学会等での研究成果発表の機会を確保した。</p> <p>〔具体的な事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸大学との連携大学院、他研究機関等との共同研究、国や学会等の専門委員会への委員としての参画 ・ 地方衛生研究所全国協議会近畿支部の細菌部会など各部会研究発表や特別講演などへの参加、全国衛生化学技術協議会、衛生微生物技術協議会、公衆衛生情報研究協議会への参画（Web会議により多くの職員が参加） 	<p>○ 研究員の確保 研究所における高度な試験検査を維持・継続するには、後継者の育成が必要である。</p> <p>○ 計画的な研修会、学会等への参加 研修会や学会等への参加については、限られた人員や予算などの中で計画的に参加することが必要である。</p>
<p>(6) 関西圏の試験研究機関や大学等との広域的な連携の推進</p> <p>県内の大学、健康福祉事務所・政令市及び中核市の保健所を始め、国・他府県の試験研究機関等との連携を推進した。特に、近畿2府4県による地方衛生研究所全国協議会近畿支部の活動を推進し、地方衛生研究所間における研究成果の共有、情報交流を促進した。</p> <p>〔主な連携・協力内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立大学との合同研究発表会の開催 ・ 日本薬学会「食品汚染物試験法専門委員会(天然有毒物質)」に参画 ・ 新型コロナウイルス感染症等有事における協力体制の構築 ・ 平常時から情報交換や技術交流を推進 ・ 広域連携協定に基づく健康危機発生を想定した模擬訓練の実施や検証会議の開催 	<p>○ 地方衛生研究所間の広域的な連携 地方衛生研究所単独では対応しきれない感染症等病原体の検査法の共同開発、技術移転、検査技術の維持等を担うレファレンスセンターの拡充など連携機能の一層の拡充が必要である。</p>

Ⅲ 今後の業務の基本的方向と取組方針

1 健康科学研究所の役割と基本的方向

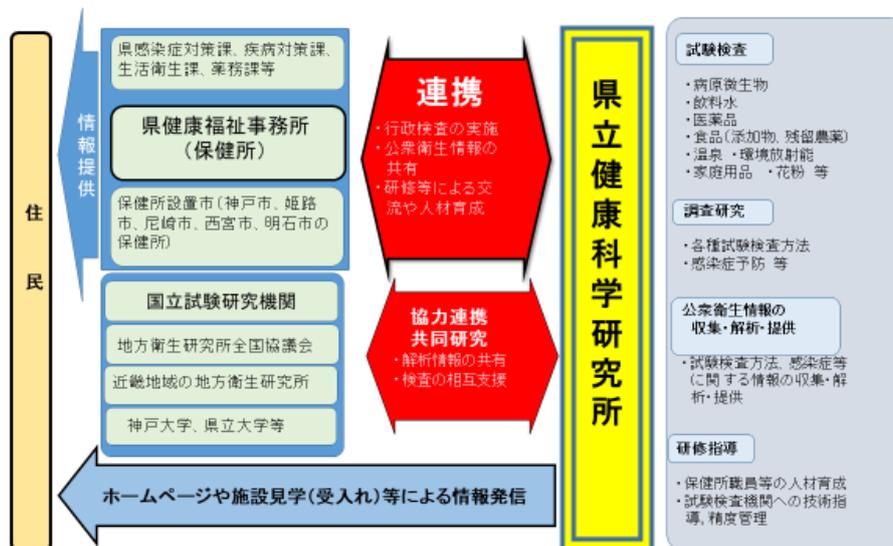
地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進する技術的、科学的な中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行っている。

令和4年12月「改正地域保健法」(第26条)では、保健所を設置する地方公共団体は、調査研究、試験検査の必要な体制を整備するものと規定され、県民の安全・安心確保のため、平時から検査精度の向上、機器の機能維持・向上及び研究員の育成、確保等による迅速で正確な検査体制を維持することが求められている。

さらに、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」では、地方衛生研究所は、健康危機に対応すると同時に地域保健対策の拠点としての機能を発揮できる体制づくりが求められていることから、健康科学研究所の業務の基本的方向は次のとおりとする。

- ① 健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確立
 - 施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上
 - 高度な検査機器等を活用した試験検査法の調査及び人材の育成
 - 関係機関及び関係団体との連携強化
- ② 感染症等の疫学的情報や花粉飛散状況など地域保健に関する情報の収集・整理・活用
- ③ 地域保健関係者に対する研修指導の推進

(参考) 県立健康科学研究所の業務と関係機関の連携概要



2 業務の取組方針

健康科学研究所は、これまで健康危機に対応するための試験検査の実施及び試験検査に関する研究等に重点を置き、新たな病原体や化学物質等の検査体制や検査手法の開発、検査の迅速化等に努めるなど、健康危機の発生に際して原因究明の役割を果たしてきた。

令和5年4月地域保健法の改正により、地方衛生研究所の役割が明確化され、より一層の機能強化が求められている。健康科学研究所は、新たな健康危機に備えた検査機能の強化や、関係機関との連携強化を盛り込んだ、「地方衛生研究所等の整備における留意事項（令和5年3月29日通知）」に則った業務を優先度の明確化を図りつつ、次のとおり取り組んでいく。

(1) 迅速かつ正確な試験検査の実施

法令等に基づく行政検査を実施することを基本とし、健康福祉事務所（保健所）等と連携して健康危機事案の原因究明を図るため、高度な検査機器や技術を要する試験検査を行う。また、新興感染症発生等の健康危機に対応することを想定して試験検査の実施体制を確保する。

なお、信頼性確保のため、業務管理が必要な試験検査については、要綱・要領に基づく適正な業務管理を行う。

分野	主な試験検査項目
行政検査の概要	① 感染症法に基づく病原体検査等 ② 食品衛生法に基づく食品検査及び食中毒事案の原因究明検査 ③ 環境放射能及び花粉に関する検査 ④ 水道水、医薬品等に関する試験検査 等

(2) 研究機能の重点化

本庁関係課との緊密な連携のもとに、公衆衛生の動向などを踏まえて、大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究に取り組む。特に高度な分析機器を用いた迅速・効率的な検査手法について検討し、県民の安全確保に貢献する。ただし、県として実施すべき必要性が低下している研究については廃止または縮小を検討する。

研究項目	取組内容
迅速・効率的な検査手法の検討	① 食品等のより高度な分析機器を用いた高感度かつ迅速な分析法の開発 ② 次世代シーケンサーを用いた網羅的な病原体検出

(3) 地域保健に関する情報の収集、整理、活用

研究成果を県民に還元するため、健康福祉事務所や本庁関係課へ科学的データ等の情報提供を行う。

県民、関係機関に対する情報発信は、分かりやすい言葉の使用や表現を工夫しつつ、ホームページや感染症情報・花粉情報に関する発信情報の充実や講演会等を開催する。加えて、研究所の業務等について施設見学や子ども向け科学講座の開催、動画配信やSNS等を通じて県民に親しまれる開かれた研究所としての取組の拡充を図る。また、スマート兵庫のオープンデータを活用した情報のデジタル化を推進する。

分野	主な発信方法
研究成果の効果的な発信	① 全国の衛生微生物技術協議会・衛生化学技術協議会、地方衛生研究所全国協議会近畿支部各部会及び県公衆衛生学会での発表 ② 健科研リポート、業務年報及び研究報告の発行 ③ ホームページ・SNS等への掲載

(4) 研修指導及び技術支援

健康福祉事務所検査室の県検査機関、県内の病院や地方衛生研究所に対し、病原体検査の技術指導や研修を実施し、検査精度の向上に寄与する。

特に、県検査機関については、食品検査や感染症病原体検査で導入されている検査の業務管理要領に基づく精度管理等の適否についての監査指導を行う。なお、食品検査については、国際基準の改正など国際整合化に向けた業務管理要領の見直しの動向も踏まえ、精度管理の向上に取り組む。

また、健康福祉事務所検査室における検査方法や結果判定等に疑義がある場合には検査の技術的支援等を行う。

(5) 人員確保・人材育成

健康危機に対応できる人員体制を確保するとともに、高度な検査機器に精通した人材の育成に努める。また、他試験研究機関との共同研究に取り組むほか、地方衛生研究所や国立研究機関が実施する研修会や業務に必要な学会等に計画的に参加する。また、健康危機発生時に迅速に対応できるよう、定期的に健康危機を想定した実践型訓練を実施する。

(6) 施設・設備の整備及び物品の確保

科学技術の進歩に対応した設備を整備し、定期的なメンテナンスを実施する。また、様々な原因の健康危機を想定し、平時から検査試薬等の物品を確保する。

(7) 広域的な連携の推進

国立試験研究機関、他の地方衛生研究所、県立大学等との情報交換や共同研究の実施などにより、連携強化に努める。

健康危機事案発生時などに相互支援の協定を結んでいる近畿ブロックの地方衛生研究所とは、地方衛生研究所全国協議会近畿支部の活動や模擬訓練等の実施により、更に連携を促進する。

分野	主な協力内容
近畿ブロック地方衛生研究所間の協力	① 健康危機発生を想定した模擬訓練の実施 ② 有事における協力体制の構築 ③ 平時における情報交換や技術交流を推進

(8) 健康危機対処計画に基づく健康危機対応

健康危機に迅速に対応できるよう平時からの計画的な準備が必要であることから、健康危機対処計画を策定し、以下の対応を行う。

- ① 平時から、健康危機発生時の指揮命令システムを設定し、責任者は健康危機発生時の業務や体制の切り替えを適切に判断し、所内に通知する。
- ② 健康危機発生時には、地方衛生研究所等で勤務している職員以外の者が試験検査等の業務を行う可能性があることから、平時から、標準的な検査方法等を記載したマニュアルを作成しておく。
- ③ 健康危機発生時には、必要な調査研究や試験検査を行うとともに、これらの業務を通じて得られた情報について、本庁及び健康福祉事務所等に対し情報提供を行うとともに、協働してリスクコミュニケーションを行う。
- ④ 健康危機の対応が終了した後は、所内の健康危機対応を検証し、次の健康危機に備える。

(9) 弾力的な運営体制の整備

ア 研究課題等評価システムの活用

社会情勢の変化や県民ニーズを踏まえた効果的、効率的な調査研究、試験検査、普及指導等の業務を行うため、研究課題等評価システムに基づき、研究等の業務を適正に実施する。

研究課題評価にあたっては、重層的(外部及び内部評価)、体系的(事前、中間、事後の各段階の評価、追跡評価)な評価システムを適正に運用するほか、所内における単年度ごとの調査・研究の進行管理等を行う。

なお、県民に対するアカウンタビリティの向上を図るため、評価結果をホームページで公表する。

イ 研究アドバイザーの活用

研究の高度化・効率化を図るため、研究所が保有しない感染症や食品・飲料水中農薬、医薬品、自然毒分析等に関する最新の知見や技術を有する人材をアドバイザーとして委嘱し、研究課題に対する高度かつ専門的な助言を受けるなど、研究活動の支援を受けて実施する。

ウ 大学、他研究機関、民間企業等との共同研究の推進

研究所での調査研究分野は、感染症や食品、水質などの試験検査等に関する調査研究に限られており、広く民間企業で活用される研究分野ではなく、共同研究の幅が限定される。しかし、大学や他研究機関と病原体の病原因子検索や化学物質の分析法の開発等、共同で調査研究に取り組むことにより、研究の活性化や人材の交流による研究員の資質向上が期待できるため、積極的に共同研究に取り組む。

(10) 効率的・効果的な経営手法の徹底

外部資金の獲得にあたっては、地方衛生研究所全国協議会のネットワークを活用し、共同研究に取り組むことを主体としつつ、国庫の補助金等を活用した国等の試験研究機関・大学との共同研究や財団法人等の民間の補助金等を積極的に活用する。

【外部資金獲得目標額の設定について】

本中期事業計画策定にあたって、外部資金獲得額の妥当性を検討するため、全国の地方衛生研究所（当研究所を除く 84 機関）の外部資金獲得額を調査した。その結果、当研究所と規模が同程度（都道府県立、総職員数、研究員数）の機関（13 機関）の外部資金獲得額の平均値は 1,684 千円であったため、目標額を 1,700 千円に定める。

(11) 研究倫理の遵守

当研究所の業務には倫理的妥当性や科学的合理性が求められ、かつ個人情報保護条例を遵守することが不可欠である。特に、人を対象とする研究や人体から採取した試料（尿、血液等）を用いる研究の実施にあたっては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示）を遵守する。